
*
* 令和 3 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和3年9月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和3年9月10日 午後 1時23分 開会
3. 令和3年9月10日 午後 2時21分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	欠	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	出	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 7	江 川 泰 司	欠	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	出			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第26号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件	許 可
		第27号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第28号	農地転用事業計画の変更承認申請について	1件	承 認
		第29号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件	許 可
		第30号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	2件	決 定
8		署 名 委 員			
			13番 田 角 幸 正		
			14番 小 林 三十二		
9		議 事 の 内 容			
		令和3年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和3年9月10日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 6 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。13 番田角委員と 14 番小林委員を指名いたします。それでは、「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。23 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 26 号 23 番朗読説明 － 23 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。周辺の空家等と一緒に購入するということです。申請農地は、田 1 筆 534㎡です。譲受人の通作距離は、2km 以内、耕作面積は 1,388㎡。家族 4 人中、耕作人は 1 人、対価は、10a あたり 40 万 8 千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 伊達委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、空家と一緒に購入ということで、今は現地については荒れ地の状態でしたが、入居してからきれいに管理されるということです。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。23 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、23 番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に 24 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第 26 号 24 番朗読説明 － 24 番は、譲受人が、譲渡人から売買により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 3 筆 940㎡と、畑 3 筆 771㎡、計 6 筆 1,711㎡です。譲受人の通作距離は 45m 以内、譲受人の耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族 4 人中耕作人は 2 人、対価は 10a あたり 5 万 8 千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 譲受人は空家バンクを利用されるということです。6～7 年前に大阪から来られていまして、これまでは賃貸住宅に住まれているのですが、この度、空家バンクを利用して、空家と合わせて農地を取得するものです。何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)なしとの声がありました。24番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)挙手全員ですので、24番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に25番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第26号25番朗読説明 － 25番は、譲受人が、譲渡人から、空家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。先月開催の総会の議案第24号で別断面積の指定を受けた案件です。申請農地は畑1筆823㎡です。譲受人の通作距離は、40m以内、譲受人の耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族1人中耕作人は1人、対価は10aあたり89万7千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山元委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請地については、8月に別段面積の指定の議案で現地調査をしていて問題なく決定を受けたものです。その時から、何ら状況は変わっていません。全く問題ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。25番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)挙手全員ですので、25番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に26番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第26号26番朗読説明 － 26番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親子の関係です。申請農地は、田5筆18,536㎡と、畑3筆2,501㎡、計8筆21,037㎡です。譲受人の通作距離は、300m以内、耕作面積は27,135㎡。家族5人中、耕作人は2人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 吉岡委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 譲渡人と譲受人は親子の関係であり、親から子への贈与で何ら問題ありませんし、譲受人である娘さんのお婿さんも農業をしっかりしてくれていて嬉しいことです。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
江草局長	挙手全員ですので、２６番については許可とすることに決定しました。 次に２７番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第２６号２７番朗読説明 － ２７番は、譲受人が、譲渡人から空家バンク利用により所有権を取得する案件です。申請農地は、畑６筆６，０７３㎡です。譲受人の通作距離は、１００ｍ以内、耕作面積は７，９１２㎡です。家族２人中、耕作人は２人、対価は１０ａ当たり４万５千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 清水委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件は空家バンク利用によるものです。譲受人は１０年程前に大阪からやって来られた方です。ぶどうを作付されて大規模に農業を営まれており、今までやって来られているということで、何ら問題ないものと考えます。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２７番については許可とすることに決定しました。 次に２８番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第２６号２８番朗読説明 －
江草局長	２８番は、譲受人が、譲渡人から空家バンク利用により所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆４９５㎡です。譲受人の通作距離は、１０ｋｍ以内、耕作面積は議案第３０号２番で決定後に１，３６４㎡。家族２人中、耕作人は１人、対価は１０ａ当たり１０万円です。営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象農地は現在、耕作はされていない状況であるが、空家バンクを利用されて入られる方なので、今後問題なく管理されると考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
江草局長	挙手全員ですので、２８番については許可とすることに決定しました。 次に２９番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第２６号２９番朗読説明 － ２９番は、譲受人が、譲渡人から空家バンク利用により所有権を取得する案件です。申請農地は、畑３筆１，２８７㎡です。譲受人の通作距離は、１７ｋｍ以内、耕作面積はなし。家族３人中、耕作人は２人、対価は１０ａ当たり２５万円です。営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件は、空家バンク利用でありまして、現在はまだ住まれておりませんが、空家および農地については現在でもきれいに管理されておりまして、入居後にもきれいに管理されることについて問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２９番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第２７号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。５番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第２７号５番朗読説明 － ５番は、転用者が、申請農地を駐車場用地に転用する案件です。転用者宅裏で治山事業による工事を施工している業者に、車両置き場として提供していたが、家族も増え車両も増加しているため、そのまま駐車場として使用したいためとのことです。申請農地は、畑２筆２９３㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。施設の概要は、露天駐車場７台分。資金についてはなし。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 事務局からの説明にもあったように、対象農地については、３年前の豪雨災害で裏山が崩壊して業者が災害復旧事業で治すため

議 長	に現場に入った時に駐車場として利用していたものであります。治した後も対象者は子どもが多いので駐車場として活用されていくということです。ご審議よろしくをお願いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第２８号 農地転用事業計画の変更承認申請について及び、議案第２９号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第２８号２番及び議案第２９号２１番について関連があるため一括して事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２８号２番及び議案第２９号２１番一括朗読説明 － それでは、議案第２８号２番、併せて議案第２９号２１番について説明いたします。２ページをご覧ください。この案件につきましては、令和元年５月１４日付けで許可となっている案件です。変更内容は、一時転用期間を令和元年５月１４日から令和８年８月３１日まで延長するものです。変更理由は、岡山自動車道の工事量増加による工事期間の延長のため。転用目的は、資材置き場、駐車場、休憩所および仮設トイレです。地図は、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。議案第２８号２番及び議案第２９号２１番について承認及び許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、議案第２８号２番及び議案第２９号２１番については承認及び許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第２９号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。１９番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２９号１９番朗読説明 － １９番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、集合住宅及び駐車場用地に転用する案件です。全体計画面積は１，４４５㎡。建ぺい率３４．４％です。申請農地は、田２筆１，４４５㎡で、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の工業地域で第３種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は、１，２１０万円、施設の概要は、集合住宅２棟４９７．４６㎡、駐車場２６台分です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この農地に関しては以前、住宅団地にしようという計画があったが、市道が２ｍ程しかなくてあきらめたという経緯があります。

江草局長 山川委員 議 長	今回、その細い市道を通らなくてもアパートに入れるという計画が上がってきたものです。計画に問題ないと思われますのでご審議をお願いします。ただ1点、近くの自動車整備工場の社長と話をした時にオイルの匂いなどが届くかもしれないという話が出た、その点は許可するにあたって大丈夫でしょうか。事務局はどう考えますか。 該当の自動車整備工場と申請地との間にはかなりの距離がありますし、その点は大丈夫という判断です。 分かりました。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。 次に20番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第29号20番朗読説明 －
江草局長	20番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、露天駐車場用地に転用する案件です。転用後は近隣自動車工作所へ賃貸する予定です。申請農地は、田1筆422㎡で、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の工業地域で第3種農地となります。転用地の10a当りの価格は、1,299万円。施設の概要は、露天駐車場16台分。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、14ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この対象農地に関しましても、土地の持ち主が住宅の分譲地にする予定があったのですが、近くのゴルフの打ちっぱなしの玉がネットを超えて出て来て、年間2～3回ガラスが割れるので断念した。今回の計画は駐車場ということなので、これなら大丈夫と判断したものです。ただ、隣を通る市道が2mしかないことと、そばに水路があるのが少し気になります。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。
三宅書記	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和3年9月17日、2、利用権の設定を受ける者は2名、3、利用権の設定をする者は2名、4、利用権の設定をする件数は2件、5、利用権設定面積は1,638㎡となっています。6で各筆明細です。 － 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第6回総会を閉会します。

14番 小林 三十二